

# 第 37 回 岩国市都市計画審議会

## 議 事 録

(写)

令和 6 年 5 月 10 日

## 第 37 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 6 年 5 月 10 日（金曜日） 14 時 00 分～15 時 50 分

○場 所 岩国市役所 6 階 全員協議会室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名について

(2) 報告第 19 号 岩国市都市計画マスタープランの改定について

(3) 報告第 20 号 岩国市立地適正化計画の改定について

3 閉 会

○出席者〔委員 15 人〕

委 員（1号委員）	塚本俊明	榑原弘之
	市川英之	廣田登志子
	豊島貴子	梅川仁樹
（2号委員）	武田伊佐雄	藤本泰也
	桑田勝弘	長岡辰久
（3号委員）	田村桂一（代理：大下孝志）	
	内田健	
	野嶋秀範（代理：福田将之）	
（4号委員）	吉野俊一	河本富枝

○欠席者〔委員 2 人〕

委 員（4号委員）	高澤亮	綿谷孝司
-----------	-----	------

○傍 聴〔0 人〕

[14時00分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから、第37回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。本日は、大変お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日司会をいたします都市計画課の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、内坂都市開発部長からご挨拶申し上げます。

○内坂部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の内坂でございます。本日は大変お忙しい中、第37回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また平素より市政並びに都市計画行政の推進にあたり、ご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。さて、本日の審議会は、2件の報告を予定しております。

はじめに、1件目の報告「岩国市都市計画マスタープランの改定」についてですが、平成23年3月に都市計画マスタープランを策定し、13年経過しております。その間、社会情勢等の変化や昨年3月に「第3次 岩国市総合計画」の策定、他の関連計画も見直し等が行われていることから、この度、今年度から2か年で改定作業に着手する予定にしております。今回の報告については、現在の計画についての概要説明、及び今後の予定スケジュール等についてご説明したいと思います。

2件目の報告につきましては、これまで審議会でご報告させていただいておりますが、令和4年度から改定作業を行っております「岩国市立地適正化計画」について、改定内容を審議しております「岩国市立地適正化計画推進協議会」の第3回目の報告を行いたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局 それでは、議事に入る前に、委員の交代についてご報告いたします。役職変更等により新たに岩国市都市計画審議会委員にご就任いただいている委員の皆様をご紹介します。

知識経験者の1号委員として、岩国商工会議所会頭の豊島委員にご就任いただいております。続きまして、関係行政機関の職員となる3号委員として、国土交通省山口河川国道事務所所長の田村委員にご就任いただいております。なお、田村委員は本日公務のため、山口河川国道事務所総括保全対策官、大下代理委員にご出席いただいております。同じく3号委員として山口県岩国農林水産事務所所長の内田委員にご就任いただいております。同じく3号委員

として、山口県岩国土木建築事務所所長の野嶋委員にご就任いただいております。野嶋委員につきましても本日公務のため、山口県岩国土木建築事務所次長、福田代理委員にご出席いただいております。新たにご就任いただきました皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。4号委員の高澤委員は所用によりご欠席の連絡をいただいております、本日、委員17名のうち、現在代理出席者2名を含む15名の出席がありますので、「岩国市都市計画審議会条例第7条第2項」の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日、開催通知とともに、A3用紙の都市計画マスタープランの説明資料、A4用紙の立地適正化計画の説明資料を送付させていただきました。そのほかに本日席に配布しております資料として、資料①議事日程、資料②委員名簿、資料③配席表、資料④都市計画マスタープランの改定に関する差し替え資料、資料⑤立地適正化計画推進協議会の委員名簿を配布させていただいております。また、都市計画マスタープランの改定に関する参考資料を冊子で机の上に置いております。以上となりますが、不足資料等はありませんでしょうか。

なお、本日の会議は、「岩国市都市計画審議会条例施行規則第12条」の規定に基づき公開で行います。

また、本日の協議会につきましては、終了予定時刻をご案内のとおり15時30分としておりますので円滑な進行にご協力をお願いいたします。それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いいたします。塚本会長よろしくお願ひします。

○塚本会長 本日は皆さんご苦労さまでございます。それではお手元に配付しております議事に続きまして、議事を進めさせていただきます。まず2ページ、議事録署名委員の指名についてでございます。本日の会議を進めるに当たりまして、岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条では、会長は会議の議事録を作成し、会長の示した委員二人は署名の上、保存するものとする規定されているため、本日は内田委員、それから吉野委員を議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、報告第19号、岩国市計画マスタープランの改定についてでございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、「報告第19号 岩国市都市計画マスタープランの改定について」ご説明させていただきます。

平成 23 年に策定しました都市計画マスタープランですが、策定時に設定しました目標年次が到達することから、今年度、来年度の 2 ヶ年かけて計画を改定する予定にしております。

改定作業については、今後の進捗状況に応じて都市計画審議会に報告をさせていただきますが、今回は現計画の概要及び今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本日の説明内容ですが、以下のとおり順を追ってご説明させていただきます。それでは次ページをご覧ください。

初めに、都市計画マスタープランについてですが、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね 20 年先の将来像を見据えた計画となります。

都市計画法の条文を記載しておりますが、『市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想』並びに『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に即し、『当該市町村の都市計画に関する基本的な方針』を定めるものとする、明記とされています。

少し分かりにくいのでそれぞれ、順に説明させていただきますが、まず青文字で記載している内容については、市が目指す将来像、政策の基本方針等を定めた本市の最上位計画である岩国市総合計画です。

次に赤文字で記載している内容ですが、これは山口県都市計画課が広域的観点から都市計画の基本的方針として県内の都市計画区域について地域特性を踏まえ『整備、開発、保全の方針』を定めた計画です。

この二つの計画に沿った形で、緑文字で記載しております、岩国市の都市計画に関する基本的な方針である岩国市都市計画マスタープランを定めています。

この 3 つの計画の主な内容、位置付けについては次のページでより詳しく説明していきたいと思います。なお、3 つの計画については本日参考資料集という形で配布させていただいております。岩国市総合計画、岩国市都市計画マスタープランについては計画書のボリュームが多いので、概要版のみを配布させていただいておりますが、本書もご覧になられたい方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。

また、条文の第 2 項には計画策定にあたっては公聴会の開催など住民の意見を反映させることと記載されております。それでは 3 ページで本計画の内容、位置付けについて図を用いて詳しく説明させていただきます。

まず左上の青枠についてですが、岩国市総合計画は先ほどご説明しましたとおり、本市が目指すまちづくりの将来像に向けた政策の基本構想であり、令和 5 年 3 月に公表された現在の計画では、健康・福祉や産業、生活環境など各

分野の将来像を実現するため7つの基本目標を掲げております。都市計画マスタープランは、主に3つ目の基本目標である「地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち」を実現するための都市計画区域内の政策の具体的方針を示していくものになります。

次に、右上の赤枠、国・県の都市計画方針との関連性についてですが、国・県においては都市計画法や都市計画の運用指針、山口県の都市計画の基本方針や 県内各地域の地域特性を活かした『都市計画区域の整備、開発、保全の方針』、本市では岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域にそれぞれ定められております。これらの国・県の方針との連携・整合を図るものです。

関係の位置付けをまとめますと、一つ目に市の政策方針である総合計画に沿った形で、都市計画区域内の政策の実現に向けた方針の具体化を図るもの、二つ目に国・県が定めている都市計画の基本方針との連携、整合を図るものが、都市計画マスタープランであり、岩国市全域を対象に地域別の課題を踏まえた整備方針を定めるものです。

ここで、これまで都市計画審議会にて改定作業の報告を説明させていただいております、立地適正化計画との関連性を緑色の図面内でご説明しますと、都市計画行政にかかる施策の総合的な方針として都市計画マスタープランがあり、その中で、今後の見込まれる人口減少、少子高齢化社会を踏まえ、持続可能なまちづくりとしてコンパクト・プラス・ネットワーク、都市の集約化実現のために、都市計画区域内での土地利用の誘導、居住の集約を図っていく計画が立地適正化計画という位置付けになります。

次に都市計画マスタープランの実施体系についてですが、今後の道路、公園といった都市計画事業への展開を図るとともに、その他の都市計画に関する関連計画として、市の公園整備や緑地保全等に関する計画である、みどりの基本計画や市の公共交通政策の基本計画である、地域公共交通計画、また市の景観まちづくりの基本計画である、景観計画等の関連計画の策定における指針となっています。次ページからは、現行の都市計画マスタープランの概要版をもとにご説明します。

これまで説明しました都市計画マスタープランを分かりやすく言うと、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと住民の意見を反映し、主に都市計画区域内のまちづくりの将来的なビジョンを確立するとともに、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものになります。

都市計画マスタープランの役割としては4つありまして、1つ目は、市町村の都市づくりの長期的なビジョン、概ね 20 年後の都市の姿を見通しながら、長期的な視点による将来ビジョンを示すものです。

2つ目は、市町村が行う都市計画事業の指針となるものです。

3つ目の、個別の計画の相互調整とは、先ほどのスライドで説明しましたが、本計画が、本市の都市づくりに関する個別計画等と相互調整を図り、都市計画についての体系的な指針となるもの、つまり公園や公共交通など都市計画に関する計画の指針となるものです。

4つ目は、協働の都市づくりの推進です。本計画を契機として、都市計画に対する市民の関心と理解を高め、協働の都市づくりを推進するものです。

本計画策定の背景と目的についてですが、概要版は平成29年に改定した時のものになりますので、記載はありませんが、本市は、平成18年3月に8市町村が合併し、合併後の基本構想として岩国市総合計画を策定し、新たなまちづくりを進めることとしました。その実現に向けた都市づくりの指針となる本計画を、平成23年に策定しました。

策定にあたっては、国勢調査の統計資料がある平成17年を基準年次とし、目標年次を令和7年としました。

今回の改正では、目標年次を概ね20年後に想定し、計画を改定することとしています。

なお、対象範囲は、都市づくりの方針として、全体構想を岩国市全域、地域づくりの方針として、地域別構想を岩国都市計画区域・岩国南都市計画区域内に定めています。全体構想と地域別構想の詳細については、後ほどご説明いたします。

次に都市づくりの目標として、本計画の将来像を「豊かな自然と共生する活力あふれるまち、いわくに」とし、都市づくりの目標を、6つ掲げております。それぞれ記載しておりますが「都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり」「拠点ネットワークの形成と地域循環型都市づくり」「多様な地域資源を活かした魅力ある都市づくり」「安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり」「自然環境と調和したみどり豊かで持続可能な都市づくり」、「市民とともにかたちづくる協働の都市づくり」これらの目標実現に向け、各事業を推進してまいりました。

次のページをご覧ください。次に、本計画の「将来都市構造」についてです。本計画は、都市計画に関する基本的な方針を定めることから、基本的には都市計画区域が対象となりますが、本市の総合計画の方針として、各総合支所・支所を中心とした地域間の相互連携によるまちづくりを掲げていることから、将来の都市構造について、市全域を対象範囲とし、各拠点の整理、都市間・市内の連携軸、土地利用方針のゾーン分けを行っております。

図を簡単に説明しますと、拠点づくりとして市の中心拠点となる都市拠点を市役所周辺とし、各総合支所・支所を中心とした地域拠点の形成を図ることとし、都市軸として、山口県東部地域として隣接する広島県・島根県をはじめ、

周南・柳井地域、さらに市内の各地域間との連携・交流を担う軸として、JRや高速道路、国道といった交通体系の維持・強化を図ることとしております。

また、土地利用方針として現在の市街地形成の維持や、農地等の自然環境の保全、活用を図るなど、市全域を一体の都市として維持、発展していくための都市構造を構築することとしています。

次に都市づくりの方針、岩国市の全体構想についてご説明します。ここでは、本市の都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりの目標を実現するために土地利用や都市施設の整備等、分野ごとに都市づくりの方針を6つ定めています。

1つ目の土地の利用方針では、集約型の都市形成、農地の保全・活用等を、2つ目の市街地整備の方針では、市内の都市拠点、地域拠点の形成と充実や計画的な市街地の形成を位置付けています。3つ目の都市施設整備の方針では、総合的な交通体系の整備や公園等の施設整備についての方針を定め、4つ目の自然的環境の保全・整備の方針では、豊かな自然環境の保全・活用などを推進してきました。5つ目の景観形成の方針では、岩国市固有の自然・歴史・文化を活かした岩国らしい景観まちづくりなどを進めております。最後、6つ目の都市防災の方針では、災害発生を抑止する都市形成、被害の最小限化に向けた環境整備、防災都市づくりの取り組みを推進してまいりました。

続いて地域別構想として、各地域の特色を活かした地域づくりの方針を、都市計画区域内で6つの地域ごとにまとめました。

ここで事前に送付した資料について訂正があります。右側地図内において赤枠で記載しております参考資料のページ数ですが、誤って1ページ多く記載しています。例えば22ページと記載しております岩国駅の事業については正しくは21ページとなります。恐れ入りますが、地域別構想の8ページから13ページまでについては、本日配布しております資料にてご確認をお願いします。

最初に岩国駅を中心とした麻里布・川下地域についてご説明します。『多くの人が集まり楽しく暮らせる、発展とにぎわいのあるまち』を将来像に掲げ、3つの地域づくりの目標を定め、地域ごとの課題を踏まえ整備方針について地図上で整理して、事業展開してまいりました。赤枠で記載している箇所については18ページ以降に事業進捗の参考資料を掲載しております。

例えば岩国駅においては、交通結節機能の強化を図り、東西市街地の一体化を促進するとの方針に基づき、21ページに令和2年に整備が完了した岩国駅の駅舎、駅前広場の写真を掲載しております。

道路事業として、現在国交省により整備されております臨港道路や山口県において整備されております。空港へのアクセス道路、川下地区内を横断する都市計画道路楠中津線の整備状況写真を掲載しております。

次は西岩国地域です。西岩国地域は『錦川と山の緑に包まれた、歴史と文化が、かほる交流のまち』を将来像に掲げ、地域づくりを行ってまいりました。

西岩国地区の特徴としては、主に岩国・横山地区において歴史と自然が調和した魅力ある城下町の保全・整備として、歴史的なまちなみの保全を図るとともに地域の風情ある景観や自然環境と調和した土地利用を行っております。

また、先ほど同様、整備等含めた方針図を掲載しており、赤枠の箇所についてですが、「地域間を結ぶ主要な幹線道路の整備を促進する」、についてですが、これは県道岩国大竹線 森ヶ原バイパスの整備となります。当該整備により市南部や玖珂・周東方面から新岩国駅方面への交通網が整備されました。

続きまして、南岩国地域です。地域の将来像としては、自然とにぎわい、誰もが暮らしやすいまちを目指してきました。

地域づくりの目標として、市民の安心・安全を担う医療、防災交流拠点の形成、南岩国駅を中心とした地域の生活拠点の形成と緑豊かな住環境の保全を目標に、愛宕山地区のまちづくりの整備、南岩国駅前の整備を行ってまいりました。こちらについても整備状況を参考資料にしています。

また、図面下にあります岩国南バイパスの南伸については、国土交通省により藤生長野バイパスとして事業化され、現在用地買収を進めているところです。

続きまして、旧岩国市の南部地域です。南部地域の将来像としては、海と山、豊かな自然の中で暮らせるまちです。

地域づくりの目標としては、自然と共生した市街地の形成や自然環境の保全などがあげられます。右図の赤枠、黒磯地区の岩国医療センター跡地において、福祉・科学学習施設を核とした、いこいと学びの交流テラスを現在整備しています。

続きまして、由宇地域です。由宇地域の将来像は、瀬戸内海と里山の恵みを活かした暮らしと交流のあるまちです。

地域づくりの目標としては、魅力ある地域拠点の形成や自然の海や港を活かした交流の促進などがあげられます。瀬戸内海や由宇川沿いの豊かな自然に恵まれた由宇地域では自然と共生した市街地の形成を図るとともに、上部にある藤生長野バイパスの整備により広域交通の改善が図れると考えております。

最後は、玖珂・周東地域です。玖珂・周東地域の将来像としては、豊かな自然と生活利便が調和した田園都市です。

地域づくりの目標としては、地域に親しまれる、魅力とにぎわいある地域拠点の形成、広域交通利便を活かした内陸産業拠点の形成などがあげられます。

また、玖珂・周東地域は玖西盆地の豊かな自然に恵まれた潤いある住環境の保全・形成を図るとともに、図面右側の水色の点線になっております、山口県が整備しております、仮称玖西地区外郭環状道路、こちらの整備がされることにより周東町から玖珂町、岩国地域への広域交通の改善が期待されます。以上が本計画で定められた6つの地域別構想です。

最後に『都市計画マスタープランの実現に向けて』ということで、岩国市都市計画マスタープランに位置付けた各方針のうち、重点的に施策を実施する必要があるものを重点プロジェクトと位置付け、着実に取り組みを進めてきました。

内容としましては6つの事業を中ほどに記載しておりますが、幹線道路整備の促進、土地区画整理事業の見直し、岩国駅周辺整備と中心市街地の活性化、愛宕山地区の整備と活用、医療センター跡地の整備と活用、岩国城下町地区のまちづくりの推進です。

それぞれの事業の進捗について赤矢印の右側にまとめております。先ほどの地域別構想の中でも説明した内容と重複しますので詳細は割愛させていただきますが、各種事業が着実に進行もしくは完了した状況です。ここまでが、現計画の概要です。次のページからは、今回改定する内容についてご説明します。

今回の改定の趣旨ですが、現行計画の目標年次は、令和7年（2025年）となっており、上位計画であります岩国市総合計画は令和5年3月に改定され、さらに他の関連計画も更新されております。

また、現計画の施策の実施状況等の検証を行い、住民意見を取り入れながら今後の都市の将来像を明確にし、今後のまちづくりの方針を決定するための新たなマスタープランの策定・改定を行います。

改定作業における主な検討内容については、主にここ最近の社会情勢等への対応を図るものとして、安全・安心で持続可能な都市づくりを進めることとします。

1つは、令和2年に策定しました立地適正化計画によりコンパクトシティの実現に向けて取り組んでおりますが、人口減少、高齢化社会に対応すべく持続可能なまちづくりの実現です。

2つ目は、近年頻発、激甚化しております自然災害に対する防災性の向上として、大規模自然災害時に人命を守り、社会経済への被害を最小限に、また迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国づくり、いわゆる国土強靱化に関する施策の実施です。また最近言われておりますのが、老朽化したインフラ対策として計画的に修繕等を確実に実施していくことでインフラ管理のコスト削減、長寿命化を図る「予防保全型」への転換などが重要視されております。

す。

最後、3つ目、環境負荷の軽減ですが、近年、国においては脱炭素社会の構築に向けた都市づくりが求められていることから、SDGsやカーボンニュートラルなど地球環境へ配慮した循環型社会づくりを一層推進していくことが求められています。

以上、近年の社会情勢等を踏まえた内容に計画をバージョンアップしていきたいと考えております。

次に、策定体制についてです。改定は令和6年度・令和7年度の2か年で進めていきます。図の中の緑文字で記載しておりますが、改定案につきましては、市民意見の集約を踏まえ、庁内関係部署と協議、調整を図りながら、都市計画審議会でのご意見、ご助言を踏まえ、案の作成を行い、赤文字で記載しておりますが、令和7年度末に最終案を都市計画審議会に諮り、承認をいただき公表していきたいと考えております。

委員の皆様方には、2か年にかけて改定案に対するご意見・ご助言を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に現時点での2か年の改定スケジュール予定です。今年度、市民アンケート調査を行い、まちづくりに関する市民の意向を幅広く収集し計画に反映していきたいと考えております。また、岩国市総合計画や各種関連法令・計画の最新情報の収集を行い、都市づくりの方針（全体構想）についての取りまとめを行い、来年の2月に都市計画審議会へ報告させていただきたいと考えています。

なお、市民アンケートは10月以降に実施したいと考えておりますが、アンケート内容につきましては事前に都市計画審議会にてご確認、ご助言等いただきたいと考えております。その後、令和7年度に住民説明会を行い地域別構想の作成、パブリックコメントを経て、最終案の報告を令和8年2～3月頃に行いたいと考えております。

18ページからは、先ほどの地域別構想で抜粋した事業の状況を参考にあげておりますのでご確認ください。

以上をもちまして、「報告第19号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改定について」の報告を終えます。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などがあれば、となっておりますが、多分、行政の計画の体系なり、この都市マスタープランがどういう位置にあって、何を行うのかというのは、今の説明では非常に分かりにくいと思います。少し時間をいた

だいて、今回の位置付けなどについて私から補足させていただきたいと思  
います。

まず、都市計画マスタープランというのは、約30年前の1992年に、国に  
よって自治体が策定することが定められたものでございます。私は、約50  
年前から30年ほど実務で都市計画をやっておりましたので、その中でこの  
都市計画マスタープランをつくることになった時の状況を経験しています。

実は都市計画の内容については、お手元参考資料があると思いますが、例  
えば②の都市計画区域の整備、開発、保全の方針があります。少し中を見て  
いただいて、読む必要は全くございませんが、都市計画マスタープランとい  
う制度ができる以前は、都市計画の基本となる方針はこの文章しかなくて、  
要するに、言葉がずらっと並んでいて、用途地域の設定方針とか、どんな時  
にどんなことができるとか、都市計画道路を造るのはこういう基準の場合に  
できるとか、それに従って道路の全体方針はどのように行うということが書  
いてあります。これは言い方が悪いですが、かなり行政の方で一方的に決め  
るもので、それに従って用地買収の現場に行っていました。当時は今ほど住  
民参加ってというのがなかったですから、割と、それで進んできたというこ  
とがあります。

しかし、これ見ていただくと分かるように、普通の人が見て行政が何  
をしようとしているかってことは、さっぱり分からないというものでした。  
ただ、30年前ぐらいになって住民参加が求められる時代になり、一方で行政  
だけではまちづくりを行うことが難しくなって、住民と一緒にやっていかな  
ければいけない。そのためには、分かりやすく都市計画のあり方を示して、  
住民に協力してもらいながら計画を作っていくてはいけないということ  
から、自治体それぞれが全体をどうするべきかという方針を作ってそれを示  
しなさいということで、都市計画マスタープランを策定することになりました。  
それまで、このようなやり方はありませんでしたが、ここで初めて住民  
参加ということも言われて、そしていきなり地域ごとに住民の方集まってい  
ただき、ワークショップなどを開くことになったので、全国の行政としても  
相当混乱が生じたということもあつたと思いますが、意識としてはこのよう  
な経緯で始まったものになります。

現行の都市計画マスタープランは、A3の資料で、例えば6ページとか7  
ページで表しているように、岩国市総合計画で示された計画内容の中で、都  
市計画、都市づくりに関係する主にハードな部分をどういった形で整備して  
いくかという方針が示されています。そのため、この中には学校をどうしま  
すとか、福祉をどうしますといったことは入っていません。主に、都市計画  
道路、都市計画公園、都市計画下水道や土地利用などのハードな部分につい

て、このような方針図に基づいてやっていきますということが記載されています。現在は2011年に策定された計画が動いており、目標年次に達することから、今回改訂を行うことになったという経緯です。

この都市計画マスタープランの位置づけは、岩国市総合計画を超えるものではありません。総合計画は、岩国市が自分の町をどうしていくかっていう憲法みたいなものですから、その中で定めていたものを都市計画マスタープランが超えるということはあってはいけませんので、総合計画に基づいてその都市計画分野の部分計画を作っていくというのが1つの位置付けになります。

ただ、都市計画マスタープランは都市計画法の枠組みに基づいていますので、ここを勝手に道路にしますと言っていいわけではない。例えば、都市計画道路の基準は都市計画法の中できちんと定められていて、その中で将来の交通量に応じて幅員は何m以上にしないとイケないといったことが全部細かく決まっていて、それに基づいて、実際に行政が道路や公園を造り、用途規制などを行っていくことになります。従って、総合計画の中で都市づくりに関する内容が、都市計画法の枠組みを逸脱するわけにはいかないことになっています。ですから、岩国市の総合計画の中の都市計画部門について、都市計画の行政の法体系に基づいた上で計画をきちんと作りなさいと、少しややこしい言い方しましたが、そういう位置付けであるということを最初にご理解いただきたいと思えます。

従って、都市計画マスタープランの内容は、総合計画を超えるものではないことと、都市計画法も逸脱してはいけないということで、具体的な事業なり規制というものは都市計画法という枠組みに基づきますが、例えば将来都市構造を示す方針図の中に示されている拠点や軸については、どのように拠点やそれらを繋ぐネットワークを位置づけ、どこで何をやっていくかっていうことは、岩国市として決めていくことになります。そして、これに基づいて、今後道路を作るときに地元の説明に行かれた時に、市が勝手なことをやるわけではなく、この都市計画マスタープランに書いてありますということを示す、いわば都市部門の憲法になるようなものを2年かけてつくっていくということです。

細かいことは読んでいただければ分かると思いますが、大枠の位置付けというのはそういうものであり、全部が正確かどうか分かりませんが、少し頭の隅に入れていただけたらと思います。これから2年間かけて作られるということのスタートラインでございますので、皆さんからのご発言をいただければと思います。すみません、長くなりましたが、今からは皆様のご発言を

よろしく願いいたします。

○吉野委員 2点確認したいのですが、まず1つ目は、この6ページの図の中で、岩国市外のところにおいて、色々な交流という矢印がいくつかありますが、つい最近、全国の自治体において、今後約40%の自治体がなくなるということが公表されていまして、山口県でも8つの市町がなくなる可能性があるとされていました。

ちなみに、岩国市周辺では、周防大島町、田布施町、上関町や平生町等、どちらかというところ岩国市周辺の市町が何年後には自治体そのものがなくなってしまうという状況が政府から発表されていました。

この方針図を見ている時に、周南市や柳井市との交流矢印は書いてありますが、今後の状況を踏まえて、他市町のところもこれからは少し触れていかなければならないと考えています。岩国市だけでもいいと思いますが、周辺の自治体がなくなってしまうことになれば結果的に岩国市にも大きな影響があると思いますので、そのところもこのマスタープランに触れておかなければいけないと考えています。そして、対策をしなければいつか本当になくなる可能性が高いだろうと思っています。そのため、岩国市にも甚大な色々な影響が出てくると思いますので、そこは検討すべきことと思います。

あと2つ目ですが、15ページにおける今後の計画の中で、防災性の向上というところがありました。この防災性の向上で、当然、南海トラフの話が色々出ていて、この岩国市周辺も大きな損害が認められ、特にその震度7がくるこの周辺では、主な被災が川下町から岩国基地になると思います。その際、岩国基地周辺では特に大きな災害が来ってしまう時に、市と岩国基地との関連ということは全然触れられていないと思います。災害が起こった際、ここは岩国基地のため、ここは対策等含め考えないでおこうということが現実にあるのかどうか、当然、岩国基地も岩国市も大きな損害を受けて、復興する時に、例えば岩国錦帯橋空港は使えない、あるいは大きな物資を持ってくるときに道路は封鎖されているので、岩国基地の中の大きな港、これを例えば使って物を運ぶことがあると思います。

その他としては、岩国市は山が多いため、大きな避難民が出た時に、避難民を例えば一時的に、岩国基地の中に移送できるのかどうか、こういう防災性の向上のところ岩国基地との関連も触れなければ現実にはありえないことだと私は思います。そのところは、都市計画マスタープランのところには本当は触れたくないかもしれませんが、現実的に予算をもらっていると思いますし、現状においても、災害の時にこれは岩国市、これは岩国基地という、区別はできないと思います。そして災害がおこった際、米軍、国や山口

県含め、防災関係の人間を入れて何か話をしなければ、一方的に岩国市だけの話をしていると、現実には災害が起きた時には、とんちんかんな話になると思います。

○塚本会長 ありがとうございます。ただいまのご意見は計画を作ることに  
ついてのご意見だと思いますけど、今の段階で、市のほうで、今の2点につ  
きまして、何か方針なり考えていることがありましたら、よろしく願いい  
たします。

○事務局 ご意見、ご助言いただきましてありがとうございます。先ほど1つ  
目にご指摘のありました、6ページの交流軸の話になりますが、ご指摘のと  
おり、他市、他県との交流というのは現計画においても重要視しておりま  
して、軸として記載しているところでございます。岩国市の特徴といたしま  
しては、空港、海、高速道路、新幹線等ありますので、山口県東部地域とし  
て、引き続き広島県、島根県、他市との交流、また首都圏や沖縄県との交流  
というところも重要になってきますので、今後の計画策定においても、引  
き続き交流について考えてまいります。

2点目の岩国基地について、ページで言うと8ページですが、岩国川下地  
区の地域別構想の内容になると思います。ご指摘のとおり、岩国基地につい  
ては、都市計画区域内ではありますが、特に現計画において都市計画を待  
ってないところになりますので、今後改定作業を進める中で、他の関係部局  
との連携、ご意見も踏まえながら考えていきますので、よろしく願いい  
たします。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。他にご意見等ありませんか。

○武田委員 すいません、今の岩国基地の関係の話になるのですが、今岩国市  
として動けるほどの計画を立てているので、ご指摘の話というのは言われ  
るとおりだと思いますが、この計画の中には入れづらい部分があると思いま  
す。市としてできること、連携してやれることの中で、市の都市計画マスタ  
ープランの中に入れられるものと入れづらいものがあるってことは、はっき  
り確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 はい、ありがとうございます。今貴重なご意見いただきましたが、  
実情として今の話を聞けば整理が難しいかなと感じつつお伺いしておいま  
した。そして今、都市計画マスタープランの中で防災性の向上というところの

意味は、事前防災の観点が強く、数年前に国土強靱化計画ということで、昨今激甚化する大災害、大雨とか洪水とか津波とか地震がありますけども、これに耐え得るような強靱な国土を作っていきたいと思いますということを、国の方が示しています。

その流れで、今後のまちづくりの考え方に、災害時における発生時と発生後の対応だけでなく、そういった災害が起こる前の対応ができるようなまちづくりをしていきたいと思いますという考え方があります。法改定によって、そのあたりの指針を作りなさいというところが示されましたので、都市計画マスタープランの次のご報告である立地適正化計画の防災指針の策定に関わりませんが、事前防災という観点を取り組んでいこうという流れの考え方があります。

そのため、備えという発生時と発生後については、岩国市として、各災害種別に応じて、地域防災計画の中で組織体制やソフト面とハード面の対応というところを考え方として整理しています。本日も説明し、画面に示しました防災性の向上というのは、どちらかと言えば備え、事前準備という意味になりますので、その考え方を盛り込んでいきたいというところがございます。

ですから、その岩国基地との連携については、私も聞きながら、発生時前、発生時、発生後の対応ということも考えられるので、関係部局でいえば危機管理課になるかなとも思いますが、今の具体のお話をいただいたことについては貴重なご意見だと思いますので、実情としてかなり厳しいかなとも思いますけれども、やはりそういうところでは、対応できるかどうかについて確認はしないとイケないと思っています。

- 事務局 少しだけ補足になりますが、この第3次岩国市総合計画の中にも今言われたような岩国基地との関係のところを資料編で取り上げさせていただいています。

そして、その中で災害について少し触れてあるところがありまして、少しそこだけ抜粋して読みますと、災害対応についての米軍との協定締結、米軍岩国基地の滑走路を活用する岩国近代教育の活用など、様々な分野で基地が所在するメリットを最大限に活かしたまちづくりを進めるとしています。それを今回の都市計画マスタープランの中に取り入れることは、なかなか難しいかなというところは少し私自身感じております。ただ、ご心配のありましたところは、市としてもそういった取り組みの方を進めているということでご理解いただけたらと思います。

○武田委員 はい。そういったところ、やはり言葉1つをとっても、これから都市計画マスタープランを作る中で、市民の方がどう受け止めるかという方向性が行政として分かり、それを市民が誤解のないように表現するというのは、またパブリックコメント等で、ご意見含めてしっかり受けてもらったらと思います。よろしくお願いします。

それと、最初の塚本会長の方から先ほど話があったところで、1つ教えてほしいところがありまして、先ほど今回の都市計画マスタープランの改定については、岩国市総合計画の範疇を超えないものというお話があって、それはそうだと思うのですが、今の説明の都市計画マスタープランは20年計画であり、岩国市総合計画は10年計画だと思います。そのあたりのところの関係性どのように捉えるべきなのかというのを、少しご意見伺えればと思います。

○塚本会長 行政の分野としては、総合計画が1番の計画なので、そこで長期的に決めたものに従って、部分をやっていくが都市計画マスタープランだというのが基本だと思います。本当は同じタイミングで計画をつくって全て足並みが揃い、目標年次としても揃っていることが理想かと思います。

しかし、必要に応じて、色々な分野の計画を作り替えますが、世の中の状況も変化するため、それを都市計画の中でフォローしつつ、次の総合計画の時にまたそれを踏まえてバージョンアップしていくというような、他分野ともうまく受け渡しをしながら、できるだけ最新の考え方で行政を行えるように体系を作っていくことになると思います。

都市計画マスタープランとして、総合計画で書いてあること以上のことをやってはいけないかということ、法律の枠は超えることはできませんが、新しい考え方、例えば立地適正化計画が該当しますが、都市計画マスタープランをつくった後で、コンパクト・プラス・ネットワークという考え方が国から示されて、それを受けて立地適正化計画がつくられました。当然、次の都市計画マスタープラン策定の際には、それも踏まえて計画を練り直していくという形で、繋がっていくということになると思います。

○武田委員 目標年次について、10年先を岩国市総合計画で考えて、20年先のことを都市計画マスタープランで考えて描きましょうという話をしていますが、多少のタイムロジックがあつてないと思います。そのあたりは穏やかにという受け止めでもよろしいでしょうか。

- 塚本会長 多分10年、20年の話の1つは私の理解ですけど、都市計画マスタープランの中で具体的な事業計画を検討する時に、今後の事業に何億かけて何年まで行っていくことというのは、短い話もあれば長い話もあるので、事業の目標年次と、総合計画が定められる時の目標年次っていうのが、そういう意味で少し長かったり短かったりするということはあるかもしれません。今最後に発言されたような考え方で、ただダメというのではなくて、うまくすり合わせながら、計画全体が体系としてうまくいくような状態で動かしていくことが、多分末端行政機関として、一番賢いやり方かなと私は思っています。
- 事務局 事務局として一言付け加えさせていただきますと、当然、岩国市総合計画は10年で、都市計画マスタープランは20年となっておりますが、策定後20年間何もしないわけではなく、途中で改定を経て現在に至っています。市によっては、10年の総合計画に併せて都市計画マスタープランを改定する市も当然あります。そのため、総合計画が策定10年を迎えたときに総合計画の再評価をする中で、都市計画マスタープランを変えるべき方向性となっていれば、改定を行うこととなりますので、ほったらかしで進むというわけではないです。
- 武田委員 それであれば、これまでの都市計画マスタープランも改定がなかったと思います。それは、岩国市総合計画の変更がある中で、大枠の方向性が現行計画と間違えていないから変えていないという認識で受け止めてよろしいでしょうか。なので、もし大きく路線変更する場合であれば、策定後5年後でも都市計画マスタープラン自身も変更するという認識でよろしいでしょうか。
- 事務局 補足になりますが、現行計画は平成23年に策定していますが、その後、岩国南都市計画区域、これが元々合併前の由宇・玖珂・周東がそれぞれ都市計画区域を持っていましたが、その都市計画区域の再編もあり、その後、総合計画の見直しもありましたので、平成29年に1度改定作業を行っています。今回の策定作業についても20年間ずっと変えないというわけではなく、10年後の総合計画の改定を踏まえて、10年先には不足した形の見直しを行っていくことを内部では検討しています。
- 武田委員 すいません、今の説明だったら、今日の説明の中で、そういう策定の更新について年月等含めて説明がありましたでしょうか。今の過去の話

からすると、最初に都市計画マスタープランを策定した平成 23 年から総合計画も第 2 次岩国市総合計画に改定されていますが、その説明がなかったように思います。

○事務局 申し訳ありません、スライドの中で平成 29 年の改定については少し触れませんでした、一度改定作業を行っております。

○武田委員 そのあたり織り込んで説明いただかないと全体の流れとして見直しがないと認識してしまいます。

○事務局 説明が不足しており、大変申し訳ございません。

○塚本会長 それでは他に、皆様で何かご発言ございましたらお願いいたします。これからの期待でもよろしいのでお願いいたします。

○梅川委員 失礼いたします。農業者の立場ですが、先ほど災害に対する事前準備というご発言があったと思いますけども、岩国市内の農地の関係として、この 5 年間で 300 ヘクタール耕作ができなくなっています。昨年 9 月頃に山口県西部を中心とした大雨の時に、美祢線の橋脚が流れたというような事例がありましたが、この河川の付近ではほとんどが耕作放棄地となっています。そのひと山超えたところに、於福駅という名の駅がありますが、そちらの方は全然どうにもなってないという状況があります。それと、市内全域の 90 パーセント以上が山林であるという中で、山林の整備が全くできていなくて、これで災害が防げるのかなということが懸念されます。

もう一つは、いろんなゾーンがありますが、私の農業者の立場としては、農地、集落、山地、丘陵地等について、維持保全を図るという観点がありますが、これマンパワーが必ず必要になります。

私は錦町に在住していますが、錦町も合併当初から見ると半分以下の人口になって、今 2,100 人しかいないというような状況下で、果たしてこれが維持できるのかということもあって、何が足りないかということ、生業がありません。錦で生業を想像できるようなマスタープランを作っていただきたいと思います。これからの策定に向けて、農業者の農業分野から言いますと出口です。出口を作っても、中々いいものがないという点があります。しかし、岩国市中心がこの麻里布地区であり岩国駅があります。そして、岩国駅には、3つの路線があるという点が、農業者から見れば有効に活用できないかなと思っています。一大消費地がこの岩国中心地にありますので、そこと

の交流ということで、この矢印が逆に向くような形も、あってもいいのではないかと思っています。

食料というものが今回、国会でもまだ審議されていますけど、食料農業農村基本法が、食の安全、安心というところに観点を置いてきましたが、今後は、今の世界的な情勢を鑑みて食の確保という視点に切り替わってきています。その面でも、やはり地産地消という部分もしっかり鑑みて、それを生業とできるような仕組みというのがあれば、先ほど言いましたような農地、山岳地帯とか記念公園等も維持できて、市民の憩いの場を維持できると考えていますので、このあたりを改定に盛り込んでいただけたらと思います。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。策定にあたってのご意見ということでございます。受け止めさせていただきたいと思います。なにか市の方で、今のことについて、例えば総合計画の他の計画で実際にもう行っている施策とか、今後この計画の中でどういうことをプラスとして計画の中に盛り込んでいくかというあたり、何かお考えがあれば、少しお聞かせいただければ安心かと思っています。

○事務局 今の話も貴重なご意見であり、大きな課題だと認識しております。ただ、状況として大きく影響もあることから、庁内の関係部局と連携を取りながら、今回いただいたご意見も踏まえて、所管部局と確認、調整、どういった策が取れるかとか、どういった整理ができるかということについて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○事務局 それと補足で回答しますが、今言っていたいただいた治水のことですけど、おそらく今で言いますと流域治水ということでの考え方になるかと思っています。言われるとおり、山が元気であれば、それが貯水する能力を保ち、治水能力もあることから、ただ単に川だけ、ダムだけというのではなく、総合的にしながら、内水氾濫含めて考えて、それでも難しければもう早く逃げるような、仕組みを全体で考えていこうということだと思っています。

それらもしっかり考えながら、それがこのマスタープランの中にどのように活かしていけるかというところは、しっかり勉強していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○武田委員 関連の質問になりますが、先ほどご発言された件で、今回の対象は都市計画マスタープランの改定になると思います。そうなるとその対象エリアがあり、都市計画の限定されている中で、先ほどのご意見はごもっと

もだとは思いますが、その対象のエリア外になっている部分だと思っています。そのあたり少し混同している部分もあると思います。個人的には少し危惧していて、そういう場面があった時には、はっきり事務局から、善処しますというオブラートに包まずに、明確に説明する必要があると思います。

- 事務局 事務局の説明として都市計画マスタープランの概要版もお渡ししていますが、この冊子の構成として、委員が言われるとおり、主には都市計画区域内のまちづくりの方針としていますが、岩国市全体の都市構造的なところ、要はゾーンとエリアと言いますが、そういったところも全体として捉え、整理した構成になっているところがあります。今意見いただいたのは、全体の都市づくりのゾーン分け、主に中山間地域の部分はこの部分を推進して欲しいというご意見と思っています。そのため今後の改定において、どういう書きぶりにすべきなのかという、そのあたり影響するご意見と思っていますので、そこは今後、先ほど申しましたように所管部局と調整をしながら整理をしていきたいと考えています。

そのため、先ほど委員が言われるメインとする主なエリアは、当然、都市計画区域内ですので、そこは間違いありません。

- 武田委員 それであるならば、委員の意見がしっかり反映されるように期待しています。

- 榊原委員 少し都市計画区域外の話も出ましたので、少し鉄道の話しますと、岩国市ではご承知のように錦川鉄道の在り方を検討していて、そちらで色々意見を聞く場に過去2回呼ばれて、報道等もされていると思います。

先ほど美祢線の話がありましたが、美祢線も現在山口県と沿線三市、JR西日本のワーキンググループというのがあり、それにも昨年度末まで呼ばれていましたが、そのあたりを踏まえて、少し感じるところを手短にお話しします。

美祢線の議論で感じているのは、美祢市で立地適正化計画を策定していて、その中で駅の位置付けが書かれていますが、それは私目線の議論の中で、美祢市にとってだいぶプラスになっていると思います。仮に美祢市が、鉄道のことを何も位置付けてなかったら、おそらく議論として弱くなっていたかなと思っています。

翻って、錦川鉄道の場合、ちょっとあり方については色々議論がありますが、例えば鉄道として残すとした場合に、先ほど少し認識のことが議論されましたけど、市北部をどう活かしていきたいのか、それこそ中心部と北部が

どのように交流していくのが大切と思います。

そして、先ほど消滅可能性自治体の話もありましたが、多分皆さんにとって本当に大事なものは、自治体がなくなるかどうかではなく、地域社会がなくなるかどうかだと思います。そうなった場合に、例えば市として残っていても、北部の方はかなり厳しい状況になるというのは、ある程度予想されるところで、その中で北部をどう残していくか、おそらく錦川鉄道があることで、そこを活かせるかどうかという議論になることを在り方検討する場でも伝えたところです。

その中で、鉄道の位置付けを入れ込む場合、総合計画かマスタープランのどちらかにしかないとしますので、都市計画区域外のため難しいところではあるとは思いますが、その辺り入れていただけるといいと思います。

玖珂、周東における岩国南都市計画区域の方についても、岩徳線がありますが、岩徳線も必要なのかと議論をする際、どう必要なのか、先ほど話があったような玖珂、周東方面と中心部との交流をどうすべきなのかが恐らく大事だと思います。そのため、総合計画か都市計画マスタープランで謳われたり、どこかで謳われる必要があるのかなという意見です。意見ですので、特に回答は結構です。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のところは鉄道の立場で言われましたけども、色々な方が自分の立場で言われたいことがあると思いますので、全体の中でどういう議論をして、都市計画マスタープランの中で、どのような形で位置付けていくことについては、これから2年間かけて行うことになると思います。

まだご発言されてない方で、他にいかがでございましょうか。また後ほどでも結構でございますので、議論としては以上とさせていただきます。

それでは次に、日程第3、報告第20号、岩国市立地適正化計画の改定についてになります。本計画の改定につきましては、現在、岩国市立地適正化計画推進協議会において、議論を進めているところでございます。

立地適正化計画の改定において、都市計画審議会の位置付けについては、現時点の協議状況を報告し、ご意見をいただくものになります。都市計画審議会でもいただきましたご意見につきましては、推進協議会にて報告、協議いただくものになります。

今回の都市計画審議会では、新任の議員の方もいらっしゃいますので、立地適正化計画の概要から第三回の審議会までをご説明していただきたいと思っております。それでは事務局は説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第 20 号、岩国市立地適正化計画の改定—第 3 回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告についてご説明いたします。

本計画の改定作業につきましては、現在、学識者等から構成される「岩国市立地適正化推進協議会」にて協議、助言をいただき、庁内関係各課と調整を図りながら改定を進めており、協議会の審議内容について都市審議会に報告、助言をいただくものとなっております。

本日は今回初めて出席される委員の方もいらっしゃることから、これまでの報告事項について簡単にご説明し、その後、第 3 回岩国市立地適正化計画推進協議会の審議内容をご報告させていただき、今後のスケジュールについて、最後に、本日、前半にご報告させていただいた都市計画マスタープランとの関係性についてご説明させていただきます。

2 ページ目には、これまで開催いたしました、推進協議会のスケジュールを示しております。協議会の委員名簿につきましては本日お配りしております資料⑤をご確認ください。

都市計画審議会への報告は、協議会実施後、直近の審議会にて内容をご報告させていただいております。

第 1 回推進協議会の報告として、現計画や、今回の改定の主旨となる防災指針の概要、各種災害ハザード情報等により抽出された防災・減災上の課題の結果を報告させていただきました。

第 2 回では、その防災・減災上の課題に対し、どのような施策を実施していくのかという防災まちづくりの将来像について報告させていただきました。次ページ以降でこれまでにご報告させていただいた 2 回分の内容を、簡単に振り返っていきたくと思います。

まず、立地適正化計画で目指す姿ですが、立地適正化計画は、都市計画区域内の市街化区域・非線引き用途地域の中に中心拠点や地区拠点、生活拠点を設定し、その各拠点をバス、電車による公共交通のネットワークで結ぶことにより、「コンパクトシティ」の実現を目指す計画です。

次に、計画で具体的に定める事項です。本計画では、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に維持できるよう「居住を誘導する区域」として「居住誘導区域」を設定します。さらにその中に医療・福祉・商業等の「都市機能を誘導する区域」として「都市機能誘導区域」を設定します。

これら内容を、令和 2 年 3 月に現在の立地適正化計画を公表し、居住誘導区域には居住の集約を、都市機能誘導区域には、誘導施設として位置付ける、医療・福祉・商業等の施設の集約を目指しています。

次に今回、改定を実施する理由についてですが、2点ございます。1点目は、本計画の根拠法となっております、「都市再生特別措置法」が改正され、「居住誘導区域」内で行う防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」を定めることが規定されたことです。

2点目は、法令に基づく「5年ごとの定期見直し」を行うものです。2点目の定期見直しにつきましては、策定から日が浅く、社会基盤やインフラといった都市構造等に大きな変動はないことから、時点修正のような形となり、今回の改定の主なものとしては1点目の防災指針の作成となります。

防災・安全対策を定める「防災指針」を本計画に定めることでどう内容が変わるかということについてですが、現計画では、先ほどご説明しましたが、持続可能なまちづくり、集約型都市構造の実現のため、各地域の将来の人口密度や商業施設の立地、公共交通へのアクセス性や安全性を加味したうえで、居住誘導区域をし、住民に対する居住地選択の働きかけにより将来にわたり緩やかに居住を誘導し、コンパクトシティの実現に繋げることを目指しておりますが、防災指針の概念となる災害リスクを考慮した計画へ改定・バージョンアップすることで、従来の商業施設や公共交通等が確保された日常生活に便利な区域というだけでなく、災害リスクに対する安全性も踏まえた居住誘導区域を整理することで、より安心安全な居住地の選択へ繋がるものと認識しております。

ここからは、防災指針の策定についてです。スクリーンにも表示しておりますが、防災指針は居住誘導区域では「住宅」を、都市機能誘導区域では「誘導施設」の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災対策・安全確保策を定めることを目的としております。

法文の抜粋となりますので、もう少し分かりやすく言うと、「人に集まってほしい、集約を目指す区域では住宅を、医療・福祉・商業等の施設を集約したいとする区域ではその施設が立地できるように、その区域の中での災害リスク（例えば大雨による浸水が想定される区域であった場合には、どういった防災対策を行い安心・安全を確保していくかということになります。

そこで、本市では、その災害リスクに対してどのような方針で対応するのかという観点から、リスクを「低減させる施策」もしくは「回避させる施策」のいずれかの観点で整理することとしました。

「リスクを低減させる施策」とは、河川の改修やポンプ場の整備といったハード対策や災害に対する啓発といったソフト対策となり、災害リスクを低減させることで、市民の命を守るための行動に寄与するものとなります。

「リスクを回避させる施策」とは、災害リスクの高いエリアでは建築行為を規制することや、安全な区域への移転の促進、災害ハザードエリアを居住

誘導区域から除外する、というもので、そもそも、リスクの高いエリアに人や施設を誘導しない、立地させない施策となります。例えば、「土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われる区域では、家を建築する許可を出さない」というものになります。この2つの施策を総合的に組み合わせることで、計画的かつ着実な防災・減災対策に取り組むこととします。

続いて、「防災指針検討の手順・フロー」についてです。先ほど、災害に対して「低減」または「回避」させるための施策をするとご説明しましたが、どの災害リスクを整理して、そこに何の施設があるのか、避難に活用できる道路はあるのかといった観点で災害リスクの高い地域を抽出し、災害リスクに対する取り組みを整理するという流れ国の指針に基づき施策を検討しております。

次に検討フローを踏まえ、本計画での防災・減災に係る取組方針を整理いたしました。スクリーンに簡単にまとめさせていただきましたが、まず、防災指針による施策を検討する区域は、法律に基づき「居住誘導区域」、「にぎわい居住区域」とします。

まず大雨による河川氾濫などの洪水浸水については、活用可能な災害ハザード情報が2種類ありますが、発生頻度が高く、およそ30年に1度の確率で発生する降雨量、これはそれぞれの河川で異なりますが一例で申し上げますと錦川下流域で2日間で305mmの雨の想定です。この降雨量に対する課題の解消のための取組を優先して進めることとし、災害リスクを低減させるために、ハード・ソフト対策を総合的に組み合わせた取組を行います。

次に大雨による内水浸水については、ここ数年の災害のなかで「内水被害があった箇所」を抽出し、必要なハード対策を検討するとともに、市民等の防災意識の向上に役立つ情報提供などソフト対策を組み合わせて取り組みます。

次に大雨に起因する土砂災害については、現在公表している居住誘導区域については、区域を検討するなかで、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（レッド・イエローゾーン）は除外していることから、土砂災害に対するリスクは既に回避できております。

しかしながら、土砂災害により避難路や輸送ルートが遮断される恐れのある地域もあることから、ルートの確保に向けた取組を行います。

次に地震による津波や台風などによる高潮浸水については、それらの災害リスクを抜本的に回避することは困難ですので、リスクを低減させるため、港湾施設や堤防を所管する県と連携して維持・改修の検討を行うとともに、浸水により避難路や輸送ルートが遮断される恐れのある地域もあることから、ルートの確保に向けた取組を行います。

最後に地震による大規模盛土造成地や液状化被害については、すべての該当地がただちに危険というわけではありませんが、全国的に過去の地震をみても宅地被害が生じています。市内の大規模盛土造成地の安全性については、現在、安全性の把握に向けた調査を行っておりますので、調査結果に応じて対策事業を検討します。

また、液状化被害については、市民等による防災意識の向上に寄与する情報提供などのソフト対策に取り組みます。そのため、現状では「居住誘導区域」に含めていますが、今後の調査結果を踏まえ、必要に応じた取組を検討します。

これまでの流れを踏まえて、防災対策、安全確保のための施策を11ページの表にまとめております。なお、ここにある事業は、昨年度時点で実施が決定しているものを挙げておりますので、今後新たに加わる事業については今後とりまとめを行い作成します。ここまでが、これまで都市計画審議会にご報告させていただいた内容となります。

ここからは、2月9日に開催いたしました、第3回岩国市立地適正化計画推進協議会の内容についてご報告いたします。

第3回協議会につきましては、これまで個別に検討していた災害リスクの分析や取組方針、実施プログラムといった内容を一連の流れでまとめ検討を行いました。その中で、これまでの協議会でいただいた意見を踏まえ修正等を行ったところを3つご報告させていただきます。

一つ目として、「防災指針で対象とする災害リスクを明確化するべき」という意見がございました。国土交通省から「立地適正化計画作成の手引き」が公表されており、本市といたしましては、法改正の趣旨などを鑑みながら協議し、主に「水災害」に対応したものとすることとし、スクリーンにお示ししているとおりの災害種別とし、ご理解をいただきました。

2つ目は庁内の関連計画との連携性です。防災部局が作成しております各種防災計画と防災指針の関係性が分かりにくいという意見をいただいておりますので、スクリーンの相関図でご説明させていただきました。この部分につきましては、一定のご理解をいただきましたが、もう少しわかりやすくといった意見もいただいております。今後、防災指針を含めた改定版立地適正化計画の素案でお示ししたいと考えております。

最後に「災害リスクの周知について」となります。防災指針においては、水災害をメインに取組施策等をお示ししておりますが、本年1月に起きた能登半島地震において被害が大きく関心が高くなった液状化現象や、防災指針の対象にはなっていませんが地震の「揺れ」について、災害の発生メカニズムなどを啓発の意味も込めて防災ミニコラムとして計画書の余白ペー

ジを活用して掲載したいと考えております。こちらについては、災害の啓発という観点からも有効であると委員の皆様から賛同の声をいただいております。今後は、災害以外についても周知を図っていきたい内容については、ミニコラムという形で分かりやすく掲載していきたいと考えております。

続きまして、今後のスケジュールです。これまで第4回協議会については今年の10月実施予定のスケジュールをお示ししておりましたが、ここまでの協議会の審議状況を踏まえ、当初の予定スケジュールより早めて実施できる見通しとなりました。現在の予定では7月開催を予定しております。ここで現計画の中に防災指針を入れ込んだ形での素案を提示し、審議を踏まえ、パブリックコメントを行う予定です。

都市計画審議会にはパブリックコメントを行う前の8月に審議会での意見を踏まえた素案をお示し、ご意見等いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に先ほどの報告でも説明させていただきましたが、都市計画マスタープランとの関係性について、改めて簡単にですがご説明いたします。スクリーンでは少し簡単に表現しておりますが、都市計画マスタープランは、主に本市の総合計画に沿って、都市計画の基本的な方針を定めております。その方針は、先ほどの都市計画マスタープランの報告の中でご説明いたしましたが、岩国市全域をみた全体構想と、その観点から都市計画区域の各地域の特色を活かしたまちづくりの整備方針を地域別構想として定めております。そのため、簡単に言いますと「市の大きな目標のために、各地域の特色を活かし、何を実施していくのか」という方針を定め、それに基づき各関係部署が事業展開していくものになります。

一方で、立地適正化計画は都市計画マスタープランの目標の中で示しております「集約型都市づくり」や「拠点ネットワークの形成」を推進していくための計画、これも簡単に言いますと「集約を目指す地域にどうやって人や施設を集めるのか」についての詳細を定めるものです。

そしてこの2つの計画が一体となって動いていくことで、「どこ地域で何をするかを決めて、そこに施設を誘導していくことにより人も集まってきてまちが持続的に維持されていく」ということを実現させるというものになります。

下の表では、今後の両計画のスケジュールを示しております。立地適正化計画については令和6年度末に改定を公表する予定です。改定の内容については令和7年度中に公表する都市計画マスタープランに反映してまいります。その後においても両計画が相互に関連していくことで、「集約型都市構

造の実現」を目指していくこととなります。以上、第3回岩国市立地適正化計画推進協議会の報告とさせていただきます。

○塚本会長 ありがとうございます。これもなかなか位置付けがよく分かりにくい計画ですが、先程少し私がお説明した流れで言えば、総合計画の中の都市部門に関するバイブルのようなものが都市計画マスタープランであり、その中で道路をどのように作ります、用途地域を定めて、この場所ではこういう建物を建てられる地域にしますとか、こんなまちを作っていきますというイメージを示しているわけです。

その後の動きの中で、都市の中でより人が集まった場所を作った方がいいという国の方針を受けて、各市町が立地適正化計画を作ることとされました。都市計画に定める用途地域は、単にこれはできますという状態を示しているものにすぎないのですが、それにもう少し意思を入れて、よりコンパクトなまちを目指すために、できればこういうところでこんなふうに住んでくださいということを示しているのが立地適正化計画、ざっくりとえばこのように考えていただければいいと思います。

現行の立地適正化計画でも、こんなところに集まりましょうという区域（居住誘導区域）を設定するに当たっていろんな条件を設定しているのですが、今回の改定の趣旨は、より防災面で危ないところにはもう住まないようにするための基準をきっちり決めて、より集まっていたきたいところを特化したいということで、現在計画を策定しておられるということです。これをご報告した上で、もしご意見があれば、そちらの方にお伝えして、より良い計画にしていこうという趣旨で今日報告いただいていると思います。

今までの経緯も含めてということになるとなかなか整理ができないかもしれませんが、今後の計画策定に当たって、このようなことを考えていただきたいということとか、この資料の中で言えば、何かもうちょっと考えていただきたいといったことでも構いませんので、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

○藤本委員 すいません少し聞いてみたいのですが、今の10ページで、大規模盛土造成地と、あと液状化被害というところがあるのですが、これは居住誘導区域とするということで、直ちに危険というわけでないため、居住誘導区域とする。上の盛土は調査結果に応じ再検討ということですが、実際にこれ、直ちに危険というわけではないためという文言ですよね、直ちに危険じゃないけど危険ですよね。居住誘導区域という、ここに住みましょうということ都市計画で決めるわけじゃないですか。それで、実際には先ほど少し

触れられた、液状化というものがどの区域で液状化の可能性があるのか、そういう部分が少し分かりにくいのですが、この居住誘導する区域とするっていうことを決めて、住んでくださいとするが、例えば、周東で一つあったのが、河田団地というところがあり、そこは町時代に町が造成し販売した、で水に浸かると、それはどういうことかということであと住民からすごいクレームあったわけです。

ただ、これも同じような話で、そこへ誘導する区域としますということを決めた上で、やっちゃうわけじゃないですか。危険なところということは承知の上で誘導区域ですということですよ。少しその意味合いが分かりにくいなと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。

○事務局 液状化被害につきましては、県の方でハザードマップを公表されているのですが、液状化マップを見たら分かりやすいのですが、岩国市の特性としてやはり街中、川下の三角州等、全て液状化被害のハザードマップでは危険箇所ということになってきますので、そこを居住誘導から外していくと、そもそもまちが成り立たないというところがありますので、こういった形で表現させていただいた形になります。

○武田委員 それは外さないといけないのではないかということになりませんか。

○藤本委員 それ自体がずっと先程から、根本的な話になるので発言しまいかと思っておりましたが、ここが引つかかると思ったので、ただ、川下と麻里布ありきでこの計画と言うのが全て、いわゆる中心市街地だから進んでいるとは思いません。

しかし、実際に少し別の話で、中山間の特別委員会をやっていますが、人口の減少を見たときに、その中心市街地で8,000人減っていますと、周辺の中山間地域、いわゆる中山間地域で8,400人減っていますという話です。その中で唯一、岩国で人口が増えたのは、藤河地区だけ。そこは中山間地域ですよ。しかし、今回の都市計画の中では、クローズアップされるような話ではないと思います。それでこれをしないとまちづくりが成り立たないからそうしましたっていうのが理由なら、よく本当に危険が無いように、液状化しない方向で、何か対策ができるのであればやるという話なのですよ。それを直ちに危険ではないため、入れておきますっていうのは、液状化になっ

た後に、誰がどう責任を取るのかという思いがあり、そこは少し教えていただきたいです。

○塚本会長 ありがとうございます。事務局をお願いします。

○事務局 液状化被害については、なかなかハード整備というのが困難であるということと、先程言ったように岩国市の現状でいけば、麻里布、川下地区において、被害の危険性が高いというエリアになっておりますので、こういった表現をさせていただいているところなのですが、今委員ご指摘の内容につきましては、中で検討させていただいて、表現について考えていきたいと考えております。

○藤本委員 せめて調査してからの話ではないですかね。

○塚本会長 はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○藤本委員 これをここにいるみんなで決めましたと言うのも辛いところですよ。

○塚本会長 すみません、榊原委員をお願いします。

○榊原副会長 少し整理された方がいいと思うのですが、命を守るのか、資産を守るのかだと思います。割と水害も、内水氾濫等まで入れたらすごく広いものになると思うのですが、他の市町でもやってらっしゃるのは、例えば、1階までの浸水は許容するけど、2階まで浸水するところは居住誘導から外すとか、それは垂直避難を前提として1階だったら、2階のある方だったら垂直避難できるけど、もう2階まで来ると言ったら、多分一般の家庭ではかなり厳しいから、そういうところは外すとか。

あと錦川もあったと思うのですが、ちょっと私のうろ覚えですが、今の河川のハザードマップだと家屋倒壊危険区域というのがありますよね。あれは、だから単に浸水するだけではなくて、川の水の力で家が倒れてしまうとか、割と川の近くですけれど、あと河岸浸食で川のすぐ側だと、河岸が侵食されて家が流されてしまうといった、そういうところは外すべきではないとか、色々ある程度そういう情報って、錦川では詳細な場所は覚えていないのですが、ある程度あると思います。私も厚狭川とかの情報が出てきたので、県が出されていると思うのですが、だから、土砂災害はだいたいこの町で

も外されていると思うのですが、やはり結構土砂災害は命に直結するからですよね。やはりがけ崩れとか土石流と言うのは、それに対して、ある程度内水とかに関しては、ある程度の資産は守れないかもしれないが、住んでいる方の命はある程度守れる可能性があるのも、リスクゼロの方がいいけどなかなか難しいので、そこは許容するとか、そういった他の町でもやられていると思います。

そのため、何を守るのかというので、色々な災害って特性があるので、その辺りは他市もやられているので、県からの助言もあるのではないかなと思うので、そういったものを色々入れていかれて、やはり説得力のある内容にされた方がいいのかなという風に、ご議論を聞いていて思いました。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。当然、こういった資料を出されているので、全く検討されていないというわけではなくて、その結果が出ていると思いますので、ただそれが今日のご意見に対してきちんとした回答になっているかというあたり、また持ち帰って確認されて、もしそれがうまくいってないようであれば修正されて次回のところでご説明いただければと思います。要は、何も考えてないっていうのはいかんよということですよ。

○藤本委員 いや、そうではなくて。

○塚本会長 なおかつきちんと根拠をもって、表現する、表現されているということでございますから。

○藤本委員 直ちに危険じゃないので住めということはこの審議会でも、そうですね、と決めること自体も、果たしていかなものか。危険ということはあるわけでしょうということを、榊原委員も言われたように、垂直避難っていうのは、沢山被害がありますよ、内水と言うのは本当に被害が多いです。ですが、それは家が傾いたりなんだりはしないわけです。家財を保険でやり替えるということではできるけど、家自体が傾くとか、そういうことになってしまうと、もう生活の再建が厳しい状況に陥る家庭もでるといことなので、そういうところを誘導区域ということ自体が果たしていかなものかという話をしているわけです。

○塚本会長 了解しました。それはご検討された結果が次回でも結構ですけど、今のご意見がどのように扱われていて、それを次回お示しいただけるということでもよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○塚本会長 ありがとうございます。その他、ご意見、ご発言をされてない方、何かはい、よろしく願いいたします。

○豊島委員 商工会議所の豊島でございます。初めて参加いたしましたので、理解が浅いところがありましたら、ご容赦いただきたいのですが、総合計画の際に、少し携わった経験がございまして、その際にもお話し申し上げたのですが、こういった公共の立場の皆さんが、作り上げられる計画はほとんど相場的なんですよ。

です。ご意見があつてこれはどうですかと言ったら、これはこうこうです。これどうなのですかって聞かれたら答えられないといけないという風に、非常に思われているという風に思うのですが、先ほど限界集落の話があったり、この災害の話だったりその他たくさん課題があるのですが、ここに至っては、岩国市が何をより選択と集中ということになると思うのですが、プライオリティをきちっとつけていかないと、市民に納得と言うか、理解がされないのではないかと、いう風に思います。

先生方はプロだからですね、こういう風な話を聞かれたら御理解が早いのですが、私のような普通の市民は、これはいったいどこまで見たら何のことを言っているの、となりかねないわけで、こういったことが起こったときに、私はどこに所属するのか、どのカテゴリーになっているのと言うことになるわけです。

それぞれのお立場ですので、それぞれ自分の立場のところを優先してほしいということが非常にあるかもわかりませんが、全部繋がっていますので、どこかで選択と集中を行うことで、他にも良い影響が出るっていうのはちょっと私、そろそろこの時代に来たら、勇気も持たないとまずいのではないかと、いうのはちょっと今日お伺いをしていて非常に思いました。

結局、マズローの5段階ではないのですが、やはり人間食べないと死んでしまいます。つまりは先程、先生が命を守るのか、資産を守るのかということだったのですが、多くの市民の皆さんの希望みたいなものをやはりきちんとキャッチアップできるのは市役所だろうという風に思いますので、そういった意味では、ちょっとあまり相場的に行くと結局は使えないものになる、作ることが目的になるようなことになってはいけないのではないかと、いう風にちょっと今日最初に来た、感想ということでお許しいただきたいと思えます。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。まさに、行政の方にとっては一番耳が痛い話ではないかと常々申し上げていますが、法律に基づいて作っていく計画ですので、書かなくてはいけないことは書かなくてはいけないという。そして、なかなか省けないものもあるかと思いますが、精神としては、そういう風なところで市民の方に届くようになるというというのが私の意見ですので、ぜひ何のためのマスタープランなのかを策定の中で考えていただければ、頭の隅に留めていただければ、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございます。これはもうご回答というのはいいですよね。

○長岡委員 先生一言。時間が来ておりますが一言。総合計画は10年間、マスタープランが20年間ということがありまして、4ページの豊かな自然と共生する活力ある都市いわくにと言う風に書いてあります。これが平成23年、2011年の3月、平成29年に改定されたと言いますが、この20年間というのが、20年間でやるわけですけど、今私これを見て、2011年から今年度まで13年間かかっているんですね。

しかし、活力ある都市いわくにと、こう言われるとちょっと私、活力あるいわくにを作るためにこのマスタープランを作ったと言われても、これ20年間というスパンが長すぎて、どこかで検証しないともうちょっとととてもじゃないけど、どんどん改定、そして検証しつつ、活力ある都市になっているのかどうか、それはどこがどうなったのかという検証して改めていかないと、ちょっと決めましたよと、でも結果はどうなりましたかっていったら、なっていませんというのでは、ちょっとまずいなというのがちょっと私の感想でいいです。答えられたらいいですが、ちょっと長すぎるのではないかと言うのが私の感想です。以上。

○塚本会長 ありがとうございます。もし、今のご発言について計画の策定の予定とかですね、その中でどのようにされるかっていうのがあれば、情報提供いただければ、いかがでしょうか。なければ結構でございます。

○事務局 先程、総合計画の10年の見直しの際に、併せて、今回、策定いたします都市計画マスタープランが20年計画という風にご説明しておりますが、10年刻みでの総合計画の改定に合わせての見直しというのは行っていく予定で考えております。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。当然、検証はされるということが前提ですよ。

○事務局 当然、改定作業においては、検証も踏まえて内容を検討していきたいと考えております。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。それでは先程もありましたが、時間はもう過ぎてはいるのですが、何かこの際というご発言がございましたら、いかがでございましょうか。はい。お願いいたします。

○廣田委員 はい、時間も過ぎておりますので、とても短く、述べさせていただきたいと思っております。教育という分野からだけの発言になるかと思うのですが、今、少子高齢化、少子化で小学校もどんどん統廃合が進んでいる現状です。立地適正化計画の中で各地域のどこに人と施設を集約し、どのように各地域を結ぶのが、集約とそれから結節ですね。そういうところが謳われておりまして、ちょうど今説明がありましたように、例えば南岩国は、ずいぶん今開発が進んでおりまして、そこに商業地とそれから高等教育機関、岩国のここだけですね、小、中、高、短大まであり、そういったところが今南岩国の地域でこういった風に述べられていまして、開発が進んでいるところでとてもこれはありがたく、思っております。

それから、後は、黒磯地域に「いこいと学びの交流テラス」のまちづくりの中で、科学センターが入ったこういうテラスの今設計が済んで、少しずつ着工しているような段階です。こういう施設の集約というのは随分おかげで、進んでおりまして、これからの課題としては、どうそれを結んでいくかという、ご承知のようにJRはもう岩国止まりで、後は南岩国までは1時間に1本という、バス等色んな方法があると思うのですが、この辺のところ、結節をする交流をする、回遊をするというところを、どんどん期待しておりますので、これ要望というよりも本当にそうなるかと思っておりますので、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。これはもうご回答はよろしいですよ。はい、ありがとうございます。さて、今のようなご期待ということでも結構でございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、一応、皆様ご意見が尽きたということでございますので、本日委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて、改定作業をよろしくお願

いたします。それでは本日予定された議事報告については以上でございます。委員の皆様から何か最後にご発言、ご質問はございますでしょうか。

はい、それではございませんようですので、皆様のご協力により、円滑な審議を行うことができました。長時間にわたり熱心なご質疑をいただき、お疲れ様でございました。ここで事務局からご報告があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

- 事務局 塚本会長、スムーズな議事進行をありがとうございました。そして、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。

事務局からの一つご報告させていただきます。これまで都市計画審議会の議案の議決につきましては、慣例であります、「異議なし」の声をいただき可決するという形を取っておりましたが、今後の議案審議から、賛成反対の採決を取り、出席委員の過半数の賛成をもって可決することに変更したいと考えております。今回の都市計画審議会においては、議決を要する議案ではありませんでしたが、次回以降、議案を審議する際には、多数決で議決を決定したいと思います。委員の皆様にはこれまでご迷惑おかけしましたがご理解のほどよろしくお願いいたします。事務局からの報告は以上です。

それでは、以上をもちまして、第37回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[15 時 50 分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 27 日

議事録署名委員 内田 健

議事録署名委員 吉野 俊一